

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成24年11月29日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の期間

平成24年9月19日～平成24年11月28日

3 対面監査の実施日

平成24年10月30日

4 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
野馬追通り銘醸館	社団法人 原町観光協会	観光交流課

5 監査の範囲

平成23年度に係る事務事業

6 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等の内容に沿って、適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理運営については、概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に留意事項が認められたので、適正に事務処理されたい。また、指定管理者制度の趣旨を十分理解し、効果的、効率的な運営に努められたい。

なお、軽微な注意又は改善を要する事項については、監査時に口頭で指示した。

野馬追通り銘醸館

1. 指定管理者の名称
社団法人 原町観光協会
2. 指定期間
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
3. 指定管理料（平成23年度）
12,250,000円
4. 収支決算の状況（平成23年度）

収 入 (単位：円)

費 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
指 定 管 理 料	12,250,000	12,250,000	0	
利 用 料 金	50,000	115,048	65,048	
食 の 工 房 売 上	8,800,000	6,156,960	△ 2,643,040	
販 売 品 売 上	9,000	25,200	16,200	
自 主 事 業 収 入	9,000	10,850	1,850	
雑 収 入	2,000	730	△ 1,270	
合 計	21,120,000	18,558,788	△ 2,561,212	

支 出 (単位：円)

費 目	予算額	決算額	残 額	備 考
人 件 費	10,610,000	9,035,994	1,574,006	
食 材 仕 入	3,790,000	2,532,902	1,257,098	
販 売 品 仕 入	7,000	21,420	△ 14,420	
役 務 費	200,000	217,712	△ 17,712	
旅 費 交 通 費	0	40,000	△ 40,000	
通 信 運 搬 費	85,000	82,584	2,416	
広 告 宣 伝 費	160,000	115,600	44,400	
消 耗 品 費	950,000	1,762,031	△ 812,031	
外 注 費	2,120,000	1,982,695	137,305	
修 繕 費	230,000	380,703	△ 150,703	
印 刷 製 本 費	69,000	87,465	△ 18,465	
光 熱 水 費	1,950,000	1,910,071	39,929	
諸 謝 金	60,000	74,830	△ 14,830	
租 税 公 課	580,000	403,100	176,900	
諸 会 費 ・ 雑 費	79,000	61,100	17,900	
繰 入 金 支 出	130,000	0	130,000	
予 備 費	100,000	0	100,000	
合 計	21,120,000	18,708,207	2,411,793	

5. 留意事項

- ①協定書第6条第2項に利用料金の決定及び改定については事前に承認を得るとあり、第17条には管理業務の一部を委託する場合は承認を得ることとなっているが、どちらも口頭のみでの承認となっているため、文書により承認を得るよう指導されたい。
- ②レストランとして運営している「食彩庵」について、指定管理業務なのか自主事業なのかははっきりしておらず、自主事業であるならば、収支報告の際に指定管理業務に係る経費と区分し、公の施設の管理に係る経費を明確にされたい。
- ③指定管理業務と観光協会としての業務が明確に区分されていない部分があり、観光協会として補助金も受けているので、きちんとしたすみわけをし、適正に運営されるよう指導されたい。
- ④震災の影響により、平成23年度の利用料金については、営利目的利用を除き無料としているが、減免状況及び減免額もわかるよう利用状況の報告がされるよう指導されたい。
- ⑤事業報告書の利用料金集計に、条例で定められていない収入が含まれており、今後の指定管理料の算定にも影響するものなので、きちんとした収支報告書を作成するよう指導されたい。